

令和3年度 市・県民税（国民健康保険税）申告書の書き方

● 令和3年度から適用される市・県民税の主な税制改正についてはP7,8を参照してください。

● 申告の必要があるかた

令和3年1月1日現在、鳥羽市内に住所のある方や、鳥羽市の国民健康保険に加入している方は、申告の必要があります。

給与所得者は通常の場合申告の必要はありませんが、勤務先から市に対して給与支払報告書の提出がない場合や、給与所得以外に地代、家賃、配当、農業、漁業、営業、その他に何らかの所得がある方は、必ず申告書を提出してください。

公的年金等の所得のみの方で、扶養控除や所得控除を受けようとする方は申告が必要です。

なお、申告書の提出がない場合、所得課税証明書や納税証明書を発行できない場合があります。

※令和2年中に収入のなかった方

何らかの事情により令和2年中に収入がなかった場合でも、国民健康保険税の軽減判定、後期高齢者医療制度の保険料の軽減判定、介護保険料の段階判定、障害年金・児童手当の状況把握、市営・県営住宅の家賃算定のために、市・県民税の申告が必要となりますので提出をお願いします。

● 申告書の書きかた

※以下の「ア」「カ」「サ」「①」「③」などの記号は申告書(左面)の金額入力欄に対応しています。

1. 収入金額等

所得の種類(下表参照)ごとに、申告書のア～ス欄に令和2年中の収入を記入します。

所得の種類		所得の生じる場所
事業業	ア. 営業等	営業(建設業、製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業、その他収益事業)
		自由職業(医師、弁護士、税理士、作家、画家、外交員、大工、左官、俳優、プロ野球の選手、茶道・生花または舞踊の師匠、私塾の経営など)
	イ. 農業	米、麦、野菜、花、果樹などの栽培・生産
		農家が兼営する家畜、家さんなどの育成、肥育、採卵 酪農品の生産
	ウ. 漁業	海面漁業(魚類、貝類、水産動物、藻類など)
		養殖業(くろのり、わかめ、かき、魚類、あおのりなど)
エ. 不動産	地代、家賃、貸間代、貸ガレージ(駐車場)、土地や家屋の権利金、船舶の貸付料など	
オ. 利子	公社債や預貯金の利子等(所得税の源泉分離課税の対象となるものを除く)	
カ. 配当	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配など	
キ. 給与	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑	ク. 公的年金等	国民年金や厚生年金、公務員の共済年金などの公的年金など
	ケ. 業務	原稿やデザインの報酬、放送謝礼、著作権の使用料(印税)、講演料、シルバー人材センターの配分金など
	コ. その他	生命保険契約などに基づく年金(個人年金)など
総合譲渡		機械、営業権、ゴルフ会員権などの資産の譲渡(土地・建物などは除く)
	サ. 短期	保有期間が5年以下の資産
	シ. 長期	保有期間が5年を超える資産
ス. 一時		法人から贈与を受けた金品や賞金、懸賞金、競輪・競馬などの払戻金、生命保険契約に基づく一時金、遺失物の拾得による報労金など

2. 所得金額

所得の種類ごと(1. 収入金額等参照)に、次の計算式により算出した金額を記入します。

- 事業所得・不動産所得(セ・ソ・タ・チ) = 総収入金額 - 必要経費(※1)
- 利子所得(ツ) = 収入金額
- 配当所得(テ) = 収入金額 - 元本の取得に要した負債の利子
- 給与所得(ト) = 収入金額 - 給与所得控除額
- 雑所得(公的年金等)(ナ) = 公的年金等の収入金額 - 公的年金等控除額
- 雑所得(業務)(ニ) = 業務に係る収入金額 - 必要経費
- 雑所得(その他)(ヌ) = 個人年金等の収入金額 - 必要経費
- 総合譲渡(短期)所得(ネ) = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 50万円(※2)
- 総合譲渡(長期)所得(ネ) = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 50万円) × $\frac{1}{2}$
- 一時所得(ネ) = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額 50万円) × $\frac{1}{2}$

※1 必要経費とは、その収入を得るために要した、次に掲げる費用のことを言います。
(詳しくはP5を参照してください)
売上原価、減価償却費、修繕費、地代・家賃、損害保険料、租税公課、給料賃金など

※2 特別控除額について、収入金額 - 必要経費が50万円に満たない場合はその額が控除額となります。

【参考】給与収入の所得を求める計算

給与の年収額	給与所得
551,000円未満	0円
551,000円～1,618,999円	年収額 - 550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
(注) 1,628,000円～1,799,999円	年収額A×60% + 10万円
(注) 180万円～360万円未満	年収額A×70% - 8万円
(注) 360万円～660万円未満	年収額A×80% - 44万円
660万円～850万円未満	年収額×90% - 110万円
850万円以上	年収額 - 195万円

(注) のある年収額の範囲については、以下のように計算した金額を年収額として計算してください。
年収額A = { (実際の年収額 ÷ 4) 千円未満切捨て } × 4

【参考】公的年金等の所得を求める計算

公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下の場合

65歳未満のかた(S31.1.2以降生まれ)	
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
60万円以下	0円
60万円超 130万円未満	収入金額 - 60万円
130万円以上 410万円未満	収入金額×0.75 - 27.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85 - 68.5万円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95 - 145.5万円
1,000万円以上	収入金額 - 195.5万円

65歳以上のかた(S31.1.1以前生まれ)	
公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得の金額
110万円以下	0円
110万円超 330万円未満	収入金額 - 110万円
330万円以上 410万円未満	収入金額×0.75 - 27.5万円
410万円以上 770万円未満	収入金額×0.85 - 68.5万円
770万円以上 1,000万円未満	収入金額×0.95 - 145.5万円
1,000万円以上	収入金額 - 195.5万円

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項、4. 所得から差し引かれる金額

以下により、それぞれに該当する控除額等を記入します。

- ① 雑損控除 (災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合)
次のうち、いずれか多い方の金額
・(損失額 - 保険金等による補てん額) - 総所得金額等の10% ・災害関連支出の金額 - 5万円
- ② 医療費控除 (一年間に支払った医療費が一定の金額以上ある場合)
(支払った医療費の金額 - 保険金などで補てんされる金額) - (10万円か総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額)
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) ※医療費控除との併用はできません。
支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額 - 保険金などで補てんされる金額 - 1万2千円
- ③ 社会保険料控除 (健康保険や国民年金、介護保険などの保険料の支払がある場合)
支払った保険料の合計額
- ④ 小規模企業共済等掛金控除 (第一種共済契約の掛金や確定拠出年金掛金などの支払がある場合)
支払った掛金の合計額
- ⑤ 生命保険料控除 (生命保険料や個人年金保険料の支払がある場合)
あなたやあなたの配偶者その他扶養親族を受取人とする一般生命保険契約等の保険料や介護医療保険契約、個人年金保険契約に基づいてあなたが前年中に支払った一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料。契約日によって控除額の計算が異なります。

【新契約】平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険料、個人年金保険料および介護医療保険料
【旧契約】平成23年12月31日までに契約した一般生命保険料、個人年金保険料

	保 険 料	控 除 額		保 険 料	控 除 額
一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料	12,000円以下	保険料の全額	一般生命保険料 個人年金保険料	15,000円以下	保険料の全額
	12,001円～32,000円	保険料×0.5 + 6,000円		15,001円～40,000円	保険料×0.5 + 7,500円
	32,001円～56,000円	保険料×0.25 + 14,000円		40,001円～70,000円	保険料×0.25 + 17,500円
	56,001円以上	28,000円		70,001円以上	35,000円

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(最高70,000円)です。

一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(最高28,000円)となります。

⑥ 地震保険料控除 (地震保険料の支払がある場合)

	保 険 料	控 除 額
地震保険料	50,000円以下	保険料の1/2
	50,001円以上	25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	保険料の全額
	5,001円～15,000円	保険料×0.5+2,500円
	15,001円以上	10,000円
※ 注 意	・旧長期損害保険については、平成18年末までに契約したもの ・地震保険料と旧長期損害保険料を合わせて25,000円が上限	

⑦ 寡婦控除、⑧ ひとり親控除

	対 象	控除額
ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(*1)がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(*2)がいないこと	35万円
寡婦	上記のひとり親に当てはまらない方で、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方、あるいは夫と離別した後婚姻をしていない方で扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者(*2)がいないこと	26万円

*1 生計を一にする子であっても、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている人は除きます

*2 住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方を言います

⑨ 勤労学生控除 (学生、生徒、児童で、合計所得金額が75万円以下で、給与所得以外の所得が10万円以下の場合)
26万円

⑩ 障害者控除 (あなたや、あなたの扶養親族が障害者である場合)

	対 象	対象	同居・別居	控除額	
普通障害	心身に障害のある人(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳などの交付を受けている人など)	本人	/	26万円	
		扶養親族			
特別障害	心身に重度の障害のある人(身体障害者手帳1級または2級、精神障害者保健福祉手帳1級、戦傷病者手帳特別項症第3項症までの人など)	本人	/	30万円	
		扶養親族		同居	53万円
				別居	30万円

※16歳未満扶養親族においても障害者控除は適用されます

⑪ 配偶者控除、⑫ 配偶者特別控除

(あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の合計所得金額が133万円以下の場合)

控 除 の 種 類		納税義務者の合計所得金額の区分と控除額(給与所得だけの場合の給与収入金額)		
配偶者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与収入金額)		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)
⑪ 配偶者 控 除	48万円以下 (103万円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者(S26.1.1以前生まれ)	38万円	26万円	13万円
⑫ 配偶者 特 別 控 除	48万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (155万円超 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (160万円超 166.8万円未満)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (166.8万円以上 175.2万円未満)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (175.2万円以上 183.2万円未満)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.6万円未満)	3万円	2万円	1万円

⑬ 扶養控除 (あなたに合計所得金額48万円以下の扶養親族がある場合)

	対象となる人の範囲	区 分	控除額
一般扶養	H14.1.2～H17.1.1生まれ	/	33万円
	S26.1.2～H10.1.1生まれ		
特定扶養	H10.1.2～H14.1.1生まれ	/	45万円
老人扶養	S26.1.1以前生まれ	同居老親等	45万円
		上記以外の人	38万円

※16歳未満扶養親族…H17.1.2以後生まれ

⑭ 基礎控除

合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
控除額	43万円	29万円	15万円	適用なし

申告書(左面)の記載例

申告書には、住所、氏名、生年月日、電話番号、職業または勤務先をご記入のうえ、印鑑を必ず押してください。そして、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間における各種の所得および所得控除について、説明事項をお読みのうえ、黒インクまたは、ボールペンで記入してください。

鳥羽市長

令和3年度 市・県民税(国民健康保険税)申告書

令和 3年 2月 18日提出

●前年中に支払った医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額(高額医療費など)がある場合はその明細書を持参してください。

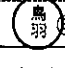
●マイナンバー(個人番号)を必ず記入してください。

●セルフメディケーション税制の特例を適用する場合はチェックしてください。

現住所
鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

令和3年
1月1日の住所 同上

フリガナ トバ タロウ 様

氏名 鳥羽 太郎 

個人番号 | | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 1 | 2 | 3 |
(大(昭)平(令))

生年月日 26 年 12 月 31 日

電話 (0599) 25 - 1134

職業 漁業



通信日付(消印の日)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

※所得税の確定申告をされた人は、この申告書を提出する必要はありません。

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書などを持参してください。

●前年中に支払った生命保険料の証明書を持参してください。

●前年中に支払った地震保険料の証明書を持参してください。

●同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する場合はチェックしてください。

●控除対象配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族のマイナンバー(個人番号)を記入してください。

●給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市民税・県民税を給与から差し引く(特別徴収)か、自分で納付する(普通徴収)か選択することができます(令和3年4月1日において65歳未満の方は、給与所得以外の所得分に対する市民税・県民税の納税方法の選択が可能)。希望する方法の□にチェックしてください。

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	
火災			
盗難			
被害金額	保険金などで補てんされる金額	控除期間のうちの災害認定支出	
円	円	円	
支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	□セルフメディケーション税制の特例を適用する	
円	円		
健康保険	306,000 円	後期高齢者医療保険	20,500 円
民間生命保険	378,320 円	その他	54,000 円
共済	52,200 円	合計	811,020 円
地震保険	60,000 円	一般生命保険料	120,000 円
国民年金保険料	30,000 円	国民年金保険料	
地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
60,000 円			

控除の種類	控除額	控除の条件
⑦ 寡婦控除		<input type="checkbox"/>
⑧ ひとり親控除		<input type="checkbox"/>
⑨ 勤労学生控除		<input type="checkbox"/>
⑩ 障害者控除		<input type="checkbox"/>
⑪ 障害者控除		<input type="checkbox"/>
配偶者の氏名	鳥羽 次郎	障害の程度 2 (重度)
生年月日	大・昭・平	障害の程度
配偶者の合計所得金額		
円		

氏名	生年月日	同居・別居区分	続柄	控除額
鳥羽 次郎	大(昭)平	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	父	万円 45
鳥羽 三郎	大(昭)平	<input type="checkbox"/> 同居	子	万円 33
鳥羽 守	大(昭)平	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	子の子	万円 33
鳥羽 いち子	平成(令)	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	子の子	
	18.11.10	<input type="checkbox"/> 別居		
		<input type="checkbox"/> 同居		
		<input type="checkbox"/> 別居		
		<input type="checkbox"/> 同居		
		<input type="checkbox"/> 別居		
合計				111 万円

所得の種類	金額
1 事業所得	
営業等	ア
農業	イ
漁業	ウ
不動産	エ
利子	オ
配当	カ
給与	キ
公的年金等	ク
雑所得	ケ
その他	コ
短期	サ
長期(1/2前)	シ
一時(1/2前)	ス
2 事業所得	
営業等	セ
農業	ソ
漁業	タ
不動産	チ
利子	ツ
配当	テ
給与	ト
公的年金等	ナ
雑所得	ニ
その他	ヌ
総合譲渡一時	ネ
合計	ノ
4 所得から差し引かれる金額	
雑損控除	①
医療費控除	②
社会保険料控除	③
小規模企業共済等掛金控除	④
生命保険料控除	⑤
地震保険料控除	⑥
寡婦・ひとり親控除	⑦
勤労学生・障害者控除	⑧
配偶者(特別)控除	⑨
扶養控除	⑩
基礎控除	⑪
合計	⑫

●漁協水揚、他市町村売り、民宿旅館などの個人売りおよび家事消費も含めて記入してください。

●日本年金機構等から送付された令和2年分源泉徴収票を持参してください。

●申告書(右面)の事業所得に関する事項の所得金額を記載してください。

◎給与と所得及び公的年金等に係る所得以外の市・県民税の納付方法

給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※右面にも記載する欄があります。

○事業所得に関する事項(ア・イ・ウ・エ・セ・ソ・タ・チ)

・収入金額(売上・家事消費)

項目	内容
売上金額	令和2年中の収入(売上)や報酬などを、売上帳・売掛帳・レシート等から計算し、未収分も含めて記入します。
家事消費	商品などを家事のために消費した場合は、通常の販売価額を記入します。
その他の収入	仕入割戻や空箱などの売却代金を記入します。

・売上原価(仕入・棚卸)

項目	内容
期首商品棚卸高	令和2年1月1日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。(前年の期末棚卸高と同じ金額になります)
仕入金額	令和2年中の仕入にかかる金額を、仕入帳・請求書等から記入します。
期末商品棚卸高	令和2年12月31日現在の商品、製品などの在庫の金額を記入します。

・経費(事業に関連した支出だけが経費となります。住宅部分や家事分の費用は除きます)

項目	内容
給料賃金	従業員の給料、賃金、手当、賞与、現物給与など(事業専従者への支払分は除く)
減価償却費	事業用固定資産(耐用年数1年以上、取得価額10万円以上のもの)の償却費
水道光熱費	水道、下水道、電気、ガス料金など
通信費	電話料、郵便料金など
損害保険料	店舗・工場等の火災保険料、事業用自動車の損害保険料など
修繕費	建物、備品、機械、車両等の維持修理代
消耗品費	事務用品、漁業で使用する手袋・網、飲食店の割り箸など
販売手数料	漁協等へ支払う手数料
燃料費	ガソリン代など
租税公課	事業税、事業用資産の固定資産税など
種苗費	農業等で使用する種や苗など
肥料費	農業等で使用する化学肥料など

○事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、その従事した期間が1年を通じ6ヶ月を超える期間、事業に専ら従事していた場合、①、②の金額のうちいずれか少ない方の金額を差し引くことができます。

①86万円(配偶者以外は50万円)

②(事業所得+山林所得+不動産所得)÷(事業専従者数+1)

減価償却資産の償却率等(H19.4.1以降取得のもの)

種類	耐用年数	償却率	種類	耐用年数	償却率	
自動車	6	0.167	パソコン	4	0.25	
軽自動車	4	0.25	クーラー	6	0.167	
田植機	7	0.143	無線機器	10	0.1	
トラクター(歩行型)			漁具・漁網	3	0.334	
トラクター(乗用型)			漁船(FRP20t以上)	7	0.143	
普通型コンバイン			漁船(上記以外)	5	0.2	
穀物乾燥機			エンジン	漁船に付随		
耕うん機			G P S	5	0.2	
バインダー			魚群探知機	7	0.143	

(定額法)

○雑所得(公的年金等以外)に関する事項(ケ・コ・ニ・ヌ)

業務・・・原稿料、印税、講演料、貸金利子、シルバー人材センターの配分金などの所得

各項目ごとに、収入から必要経費(交通費・資料作成費など)を差し引いてください。

その他・・・互助年金、生命保険契約などの年金(個人年金)などの所得

個人年金などは、掛け金を必要経費として差し引くことができます。

詳しくは郵便局、生命保険会社などが発行する支払証明書を参考にしてください。

○配当所得に関する事項(カ・テ)

法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託などの収益の分配に係る所得をいいます。

「収入金額」は、源泉徴収税額が差し引かれる前の金額です。「必要経費」とは、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債にかかる利子です。配当所得で、所得税15%・住民税5%を源泉徴収されているものに関しては、申告不要となっていますが、申告することもできます。

○総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項(サ・シ・ス・ネ)

資産の譲渡(土地や建物以外)による所得、賞金や懸賞当選金、競馬・競輪の払戻金などの一時所得がある場合に種類別に収入金額等を記入してください。

※短期譲渡・・・取得の日以降、所有期間が5年以下のもの譲渡をいいます

※長期譲渡・・・取得の日以降、所有期間が5年を超えるもの譲渡をいいます

○分離課税の短期・長期譲渡及び山林所得に関する事項

株式等の譲渡所得等・・・株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得

先物取引による雑所得等・・・先物取引による事業所得及び雑所得

上場株式等の配当所得・・・申告分離課税を選択した場合の上場株式の配当所得

分離課税の短期・長期譲渡所得・・・土地や建物及びその付属設備や構築物の譲渡等による所得

山林所得・・・山林を伐採し、または立木のまま譲渡したことによって生じた所得

○所得のなかった人などの記入欄

申告書(左面)の所得金額の合計欄(ノ)に「0」を記入し、前年所得のなかった人などの記入欄に理由として当てはまる番号に○印を付けて、記入事項があれば該当する欄に記入してください。

申告書(右面)の記載例

●日給などの給与所得があり、源泉徴収票のない人は記入してください。

◎給与所得の内訳(キ・ト)
※日給などの給与所得があり、源泉徴収票のない人は記入してください。

●減価償却費を経費に算入した場合は明細を記入してください。

勤務先事業所名	〇〇〇〇〇
勤務先所在地	鳥羽市△△町1番地
電話番号	0599-00-0000
月当たりの収入金額	70,000 円
勤務月数	12
他収入	円
年間収入金額	840,000 円

●サ・シ・ス・ネの金額を申告書(左面)の対応する欄へ記入してください。

減価償却費の計算

償却資産の名称等	取得年月	取得金額	償却方法	耐用年数	償却率	本年中の償却期間	事業専用割合	経費算入額	未償却残高
軽自動車	H29.4	960,000 円	定額法	4年	0.25	12月	50%	120,000 円	60,000 円
クーラー	H30.1	500,000	定額法	6	0.167	12	100	83,500	249,500

●この欄の金額を所得の種類に応じて申告書(左面)の「ア・イ・ウ・エ」に記入してください。

◎事業所得に関する(複数の事業所得の場合は、それぞれに記入してください。)(ア・イ・ウ・エ・セ・ソ・タ・チ)

収入金額	売上(収入)	3,880,000 円	給料賃金	円	種苗費	円
家事消費	120,000	減価償却費	203,500	肥料費		
その他の収入		水道光熱費	140,000			
計	4,000,000	通信費	100,000			
期首商品棚卸高		損害保険料	8,500			
仕入金額		修繕費	240,000	雑費		
小計		消耗品費	80,000	経費計	1,296,000	
期末商品棚卸高		販売手数料	194,000	専従者控除前所得金額	2,704,000	
差引原価		燃料費	180,000	専従者控除	1,360,000	
差引金額	4,000,000	租税公課	150,000	所得金額	1,344,000	

●前年中に下記の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。

総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項(サ・シ・ス・ネ)

所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
短期					サ
長期					シ
一時	〇〇生命保険	2,000,000	1,250,000	750,000	ス
ネ 合計 {サ+[(シ+ス)×1/2]}					125,000

1. 都道府県・市町村・特別区(ふるさと納税)

分離課税の短期・長期譲渡および山林所得に関する事項

所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)

2. 三重県共同募金会・日本赤十字社三重県支部

事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与額
鳥羽 花子	妻	大(●)平 28.12.11	12	860,000 円
鳥羽 四郎	子	大(●)平 53.9.7	12	500,000
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし				合計額 1,360,000 円

◎寄附金に関する事項

都道府県、市区町村、東日本大震災分(特別控除対象)	住所地の共同募金会、日赤支部分(特別控除対象以外)	条例指定分
円	円	三重県 円 鳥羽市 円

●事業専従者のマイナンバー(個人番号)を記入してください。

別居の扶養親族がいる場合には、下記に氏名および住所を記入してください

氏名	住所
鳥羽 三郎	〇〇市△△町123番地

所得のなかった人などの記入欄

1. 次の人から扶養・援助を受けていました。
住所
氏名 続柄
2. 次の収入により生活していました。
 預貯金 障害年金 遺族年金 失業保険 生活保護
3. 学生でした。 学校名
4. 入院・病気療養中でした。
5. その他令和2年中の生活状況

●扶養親族が別居している場合に記載してください。

◎所得金額調整控除に関する事項

氏名	続柄	生年月日	特別障害者に該当する場合	別居の場合の住所
	個人番号			

◎配当所得に関する事項(カ・テ)

総合/分類	種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
総/分			年 月	円	円
国外株式等に係る外国所得税割					

◎備考欄

●配当を受ける際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額・株式等譲渡所得割額を記入してください。

令和3年度 市・県民税控除額一覧

専従者控除額		
専従者控除額：☆、★のいずれか少ない方の金額		
☆生計を一にしている配偶者	860,000	
☆生計を一にしている15歳以上の親族	500,000	
★専従者控除前の所得 ÷ (専従者人数+1)		
雑損控除		
次のうち、いずれか多い方の金額		
・(損失額-保険金等による補てん額) - 合計所得金額等の10%		
・災害関連支出の金額 - 5万円		
医療費控除		
A - B (最高額200万円)		
A 医療費負担額 - 保険等で補てんされる額		
B 総所得金額等×5% 又は 100,000円 (いずれか少ない方)		
医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)		
特定一般用医薬品等購入費 - 保険等で補てんされる額 - 12,000 (最高額88,000円)		
社会保険料控除		
・支払った保険料の合計額		
小規模共済掛金控除		
・支払った掛金の合計額		
生命保険料控除		
	支払金額	控除額
新契約	一般生命	12,000円以下
	個人年金	12,001円~32,000円
	介護医療	32,001円~56,000円
		56,000円以上
旧契約	一般生命	15,000円以下
	個人年金	15,001円~40,000円
		40,001円~70,000円
		70,000円以上
一般生命分+個人年金分+介護医療分		70,000円
※一般生命・個人年金で旧契約・新契約双方の適用を受ける場合、それぞれの適用限度額は28,000円		
	支払金額	控除額
地震保険料	50,000円未満	÷2
	50,000円以上	一律 25,000円
旧長期損害保険料	5,000円以下	全額
	5,001円~15,000円	÷2+ 2,500円
	15,000円超	一律 10,000円
地震保険料+旧長期損害保険料		上限 25,000円
旧長期損害保険料：平成18年12月31日以前契約で10年以上満期返戻金有り		

人的控除				
控除の種類				控除額
寡婦控除				260,000
ひとり親控除				300,000
障害者控除	普通	本人	別居	260,000
		扶養親族		300,000
	特別	本人	同居	300,000
		扶養親族		530,000
勤労学生控除				260,000
控除の種類		納税義務者の合計所得金額 (給与所得以外の場合の給与収入金額)		
	配偶者の合計所得金額 (給与所得以外の場合の給与収入金額)	900万円以下 1,035万円以下	900万円超 1,035万円以下 1,145万円以下	900万円超 1,035万円以下 1,145万円以下 1,485万円以下
配偶者控除	48万円以下 (103万円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人(S26.1.1以前)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (155万円超 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (160万円超 166.8万円未満)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (166.8万円以上 175.2万円未満)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (175.2万円以上 183.2万円未満)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.6万円未満)	3万円	2万円	1万円
控除の種類				控除額
扶養控除	一般	(S26.1.2~H 10.1.1)	330,000	
		(H14.1.2~H17.1.1)		
	特定(H 10.1.2~H14.1.1)	450,000		
	老人(S26.1.1以前)	380,000		
	同居老親(S26.1.1以前)	450,000		
年少(H17.1.2~R 3.1.1)	0			
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	430,000	
		2,400万円超2,450万円以下	290,000	
		2,450万円超2,500万円以下	150,000	
		2,500万円越	0	

● 令和3年度市・県民税の主な改正点

○給与所得控除の改正

- ・給与所得控除を10万円引き下げ
- ・控除額の上限が適用される給与収入額を1,000万円から850万円に、上限額を220万円から195万円に引き下げ

○公的年金等控除の改正

- ・公的年金等控除を10万円引き下げ
- ・公的年金等の収入金額が1,000万円以上の控除額に195.5万円の上限を設定
- ・公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を引き下げ

○基礎控除の改正

- ・基礎控除を10万円引き上げ
- ・合計所得金額が2,400万円超の場合3段階で減額し、2,500万円を超える場合は適用外とする

○扶養控除や非課税となる所得金額要件等の見直し

給与所得控除・公的年金等控除の引き下げに伴い、同じ収入金額であっても、合計所得金額・総所得金額などが10万円増加するため、合計所得金額を基準としている扶養控除および非課税措置などにおける所得要件を10万円引き上げる。

- ・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件が、38万円以下から48万円以下へ引き上げ
- ・配偶者特別控除に関する配偶者の合計所得金額要件が、38万円超123万円以下から48万円超133万円以下へ引き上げ
- ・勤労学生控除の合計所得金額要件が、65万円以下から75万円以下へ引き上げ
- ・障がい者・寡婦・ひとり親・未成年者に対する非課税措置の合計所得金額要件が125万円以下から135万円以下へ引き上げ
- *すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、児童扶養手当受給者に限定せず、合計所得金額が135万円以下のひとり親および寡婦(ひとり親を除く)について、個人住民税を非課税とする(住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載のある方は対象外)
- ・家内労働者などの必要経費の特例要件の最低保証額が65万円から55万円へ引き下げ

- ・均等割の非課税基準額が10万円引き上げ

【改正前】28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+16万8,000円(*1)

【改正後】28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+16万8,000円(*1)

*1 16万8,000円は、扶養親族がいる場合に加算

- ・所得割の非課税基準額が10万円引き上げ

【改正前】35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+32万円(*2)

【改正後】35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族の人数)+10万円+32万円(*2)

*2 32万円は、扶養親族がいる場合に加算

○ひとり親控除の創設および寡婦(夫)控除の改正

- ・婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下に限る)について、「ひとり親控除」(控除額30万円)を適用する
- ・上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として控除額26万円を適用し、子以外の扶養親族を有する寡婦についても、所得制限(合計所得金額500万円以下)を設定する
- ・住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外

	扶養親族		死別	離別	未婚
本人が 女性 の場合	有り	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	26万円	26万円	-
	なし	26万円	-	-	
本人が 男性 の場合	有り	子	30万円	30万円	30万円
		子以外	-	-	-
	なし	-	-	-	

※いずれの場合でも本人の所得金額が500万円超の場合は控除の対象外

○調整控除の改正

合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする

○所得金額調整控除の創設

給与所得控除の見直しが行われ、給与収入850万円を超える場合の給与所得控除額が引き下げとなったが、子育てや介護などの負担がある方(本人が特別障害者である、又は22歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族が同一生計内にいる方)については、負担が増加しないよう措置される。

また、給与所得、年金所得の両方を有する方については、給与所得控除および公的年金等控除の両方が10万円ずつ引き下げられることから、負担が増加しないよう片方に係る控除のみを減額する形に措置される。

○低未利用土地などの譲渡における所得税および個人住民税の特例措置

個人が、令和2年7月1日～令和4年12月31日の間に、都市計画区域内の譲渡価格が500万円以下の「低未利用土地等」を譲渡するなど、一定の要件を満たす場合、長期譲渡所得から100万円が控除される。